

北海道情報大学通信教育部履修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道情報大学通信教育部規程（以下「部規程」という。）に定めるもののほか、北海道情報大学（以下「本学」という。）通信教育部における履修に関する事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数等)

第2条 授業科目、単位数及び必修・選択科目の別並びに卒業に必要な単位数は、部規程第8条に規定するものとする。

(授業形態)

第3条 単位を修得する授業形態は、部規程第9条第3項、第10条、第11条、及び第12条に規定するものとする。

(授業科目の履修)

第4条 学生は、前学期及び後学期において、当該年度に履修しようとしている授業科目及び履修学期、授業形態を選択し、本学が指定する期間内に届け出なければならない。

- 2 各年次における年間履修登録単位数の上限（以下「CAP」という。）は、別表第1によるものとする。
- 3 既に単位を修得した授業科目は、履修することはできない。
- 4 履修の前提となる特別の条件が設定されている授業科目については、それを満たさない場合、履修できないことがある。
- 5 面接授業における教室等の収容人数を超える履修者がいる場合については、授業科目担当者及び教育センターと協議のうえ、当該授業科目の履修者数を制限、もしくは複数回に分けて実施することができる。
- 6 履修登録した授業科目の履修を取りやめる場合は、指定の期間内に履修取消の手続きをしなければならない。
- 7 履修登録した科目について、履修学期や授業形態の変更を希望する場合は、指定の期間内に手続きをしなければならない。
- 8 面接授業を受講する場合は、履修登録後、指定の期間内に受講申込手続きを行い、北海道情報大学通信教育部学生に係る学費等納入金に関する規程（以下「学費等納入金規程」という。）第4条に規定する受講料を納めなければならない。
- 9 正科生A、科目等履修生、特修生がインターネットメディア授業を受講する場合は、履修登録後、指定の期間内に受講申込手続きを行い、学費等納入金規程第4条の2に規定する受講料を納めなければならない。

(教育職員免許状授与の所要資格取得のための履修)

第5条 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の授業科目は、教育職員の免許状授与の所要資格を得ようとする者のみが履修することができる。

- 2 教職課程の履修すべき授業科目及び単位数については、別に定める。

(授業時間)

第6条 授業時間数は、90分間の授業時間をもって1時限とし、単位の計算上は2時間の学修を行ったものとする。

- 2 授業時間は、別表第2のとおりとする。

(授業の休講)

第7条 面接授業及びIPメディア授業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業

を休講とし、休講に対する振替授業については、別に定める。

- (1) 授業科目担当者が事前に告知したとき。
- (2) 授業開始時刻より30分を経過しても、授業科目担当者が出講しないとき。
- (3) 自然災害により学生の身に危険が伴う事が想定されるとき。
- (4) 大規模な公共交通機関の不通が発生したとき。
- (5) 前4号にかかわらず、経営情報学部教授会が承認した事由のとき。

(授業科目の開講取消)

第8条 履修登録者数が少ない授業科目は、当該授業を開講しないことがある。

(授業の出席)

第9条 単位修得には当該科目において、次の出席回数を要することを原則とする。

- (1) 面接授業については、総授業回数全ての出席。
- (2) メディア授業については、総授業回数の3分の2以上の出席。

(授業の欠席)

第10条 学生は、面接授業及びIPメディア授業を欠席する場合は、原則として事前に当該授業科目担当者に報告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、事後速やかに報告するものとする。

(授業方法等の明示)

第11条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果にかかる評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(単位認定の方法)

第12条 単位の認定は、試験やその他の方法(以下「試験等」という。)によって総合的に行う。

- 2 前項の規定により、単位の認定を受けようとする者は、当該学期の授業料を納入しなければならない。
- 3 試験等について必要な事項は、経営情報学部教授会において、別に定める。

(追試験)

第13条 面接授業及びIPメディア授業において、病気、その他やむを得ない理由により試験を欠席した場合には、追試験を行う。

- 2 追試験について必要な事項は、経営情報学部教授会において、別に定める。

(適用する教育課程及び授業科目)

第14条 部規程第8条に定める教育課程(以下「カリキュラム」という。)は、原則として入学時のカリキュラムを卒業時まで適用する。

- 2 カリキュラムの改正により、新たなカリキュラム(以下「新カリキュラム」という。)の授業科目を履修しなければならない場合は、新カリキュラムの科目を履修し、改正前のカリキュラム(以下「旧カリキュラム」という。)の科目に読み替えることができる。
- 3 旧カリキュラムの授業科目と新カリキュラムの授業科目の対応については、別に定める。

(成績の評価)

第15条 授業科目の成績評価は、部規程第16条に規定するものとする。

- 2 成績評価を行う際は、併せてG P (Grade Point) を付すこととする。
- 3 成績評価を行う際の基準は、別表第3のとおりとする。
- 4 在学期間において、卒業のために必要とする(以下「卒業要件」という。)科目の履修単位数

にG P を乗じた値の累計を受験科目総単位数で除したものをG P A (Grade Point Average) とする。G P A の計算は、別表第4のとおりとする。G P A の利用は、別に定める。

5 成績評価は、成績表をもって学生に通知する。

6 学生は、成績の評価に疑義がある場合は、原則として当該授業科目の開講年度内に当該授業科目担当者に対して質問票を提出することにより、文章による評価理由を求めることができる。

(不正行為)

第16条 試験等において不正行為をした者に対しては、通信教育部長の判断に基づき注意指導を行うほか、当該授業科目にかかる成績評価を不可とする。

2 前項の注意指導を受けてもあらためない者については、当該科目の履修停止または懲戒処分を行う事がある。

(雑 則)

第17条 この規程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(改 廃)

第18条 この規程の改廃は、通信教育委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年10月3日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、平成30年4月1日までに入学した者（以下「入学者」という。）及び平成30年4月1日以降に入学者の属する年次に入学する者については、北海道情報大学通信教育部履修規程別表第3に規定する「秀」とあるのは「優」と読み替え、G P は変わらないものとする。

別表第1（第4条関係）

2014年度入学生～	1年	2年	3年	4年
経営ネットワーク学科	58	58	58	58
システム情報学科	58	58	58	58
システム情報学科情報数理専攻	58	58	58	58
上限除外科目	「教職課程における科目等卒業要件外科目」、「本学と協定を結んだ他の大学等で履修する科目」			
履修登録上限の緩和	当年度に卒業するために上限より多くの単位修得が必要となる場合は、通信教育委員会の議を経て認める場合がある。			

別表第2（第6条関係）

授業時間

講時	面接授業	IPメディア授業
1講時	9:00～10:30	
2講時	10:40～12:10	
3講時	12:55～14:25	13:30～15:00
4講時	14:35～16:05	15:15～16:45
5講時	16:15～17:45	17:00～18:30

別表第3（第15条関係）

合否区分	100点法に基づく得点	評価	GP
合格	100～90	秀	4
	89～80	優	3
	79～70	良	2
	69～60	可	1
不合格	59～0	不可	0
その他	—	未受験	対象外
	—	受験資格なし	対象外

※「未受験」は、成績評価の前提を満たしていたが学生が受験しなかった場合、

「受験資格なし」は、履修登録科目のうち、成績評価の前提を満たさなかった場合に適用する。

別表第4（第15条関係）

学期別GPA (学期単位での算出)	$\frac{(\text{当該学期の科目の履修単位数} \times \text{科目のGP}) \text{の累計}}{\text{当該学期の受験科目単位数の総和}}$
現在GPA (最新の学期に算出)	$\frac{(\text{科目の履修単位数} \times \text{科目のGP}) \text{の累計}}{\text{受験科目単位数の総和}}$

※学期別GPAは、算出時の値で原則固定とする。